

## 誓 約 書

慶應義塾大学国際センター所長 殿

私は、2025年度慶應義塾大学派遣交換留学に出願および参加するにあたり、次の事項を遵守し、あるいは承諾することに合意します。なお、誓約事項に反した場合は、慶應義塾大学派遣交換留学生（以下、派遣交換留学生という）の資格の取消や、慶應義塾大学（以下、本学という）のサポートを受けられることにならぬことになっても異議を申し立てません。

1. 出願にあたり、派遣交換留学生募集要項、本学国際センターWebサイトに掲載されている協定校別募集要項、および各協定校のWebサイトをよく確認し、理解した上で出願していること。
2. 慶應義塾大学派遣交換留学候補生（以下、派遣交換留学候補生という）として選抜された後は本学が正当と認める以外辞退できないので、十分理解のうえ出願すること。万一正当な理由なく辞退の場合、派遣交換留学への再応募は認められないこと。
3. 派遣交換留学候補生として選抜されることは、派遣先大学へ候補者として推薦されることであり、派遣先大学での受入を保証するものではないことを了解すること。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあることを了解すること。
4. 留学にかかる経費を渡航前に準備する必要があるので、願書の記入内容を含めて、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。留学にかかる所定の費用（本学学費、海外旅行保険加入費、派遣先大学に応じた留学に関する事前支払い費用等）を定められた期日までに支払うこと。
5. 留学に際して、出発日から帰着日まで、本学指定の海外旅行保険（海外危機管理サポートを含む）へ加入すること。また、本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先国・大学から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。
6. 心身共に留学に十分耐えうる健康状態であること。出願時に健康上の留意点がある場合は、申込書に記入すると共に、派遣交換留学候補生となってから健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに本学に申し出ること。
7. 本学が派遣する学生であることを自覚し、塾生としての品位と誇りを持って行動すると共に、学業に精励すること。
8. 派遣先大学で指定された留学期間を満了し、留学期間終了後は、速やかに帰国し、本学に復学すること。留学期間の延長や1学期間のみの留学は認められないこと。
9. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国または地域の法令、派遣先大学の規則および本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反すことのないよう注意すること。
10. 自分の行動に責任を持つこと。留学中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関にかかわる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは本人の故意または不注意による事故やトラブル（本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果について、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を負わせないこと。
11. 派遣先大学が所在する国（地域）の治安・状況によっては、本学が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定することがあること。これらの事態等が生じた際は、本学の指示に速やかに応じること。
12. 前項により留学が中止となった場合、航空券手配や宿舎のキャンセル料、その他追加で発生しうる費用等は、全て自己負担となること。また、この場合、派遣先大学で履修した授業の単位認定可否については、学生自身の所属学部・研究科での判断となり、単位認定を保証するものではないこと。
13. 派遣先国・地域において、外務省の危険情報レベル（もしくは感染症危険情報レベル）が「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上の場合、派遣は行わないこと。
14. 留学に必要な諸手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学の所属学部・研究科における留学および復学手続、単位認定手続、留学費用の支払い、居住先の手配、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
15. 留学に伴う渡航期間中は、留学プログラムまたは本学で定める居住先がある場合には、その居住先に滞在すること。定める居住先がない場合は、学生自身にて居住先を獲得しなくてはならない場合があること。
16. 本学国際センターへ指定の報告（オンラインによる報告および留学報告書の提出）を遅滞なく行うこと。
17. 個人情報について、国際センター、学生部国際交流支援グループ、所属学部・研究科、本学が指定する保険会社、海外危機管理サポートを提供する会社、関係省庁および在外公館が、事故時の対応、学生および保証人との連絡、留学プログラムの運営のために共有、利用することに同意すること。
18. 派遣先大学で取得した成績情報、生活面の情報などの個人情報を留学プログラムの運営のためにまたは学生の安全を守るために本学が派遣先大学から提供を受けることに同意すること。
19. 本学が発行する刊行物や主催するイベント等へ協力すること（体験記執筆、体験談発表、留学フェアでの手伝い等）。
20. 留学前および留学期間中に、この誓約書に記載された事項に違反するなどして、派遣交換留学生として不適格であると留学先大学または本学が判断した場合には、両大学は、留学する資格を取り消す権利を有していること。この留学取り消しにより発生した費用等は全て自己負担とすること。

20 年 月 日

学部・研究科（学籍番号）

( )

氏 名

\_\_\_\_\_

学生自署

(学生直筆のこと。)

保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

20 年 月 日

保証人自署

\_\_\_\_\_

(保証人直筆のこと。)